

令和元年第2回臨時組合議会（令和元年12月20日）

入間東部地区事務組合議会会議録

入間東部地区事務組合議会

令和元年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
議事日程（12月20日）	3
出席議員	3
欠席議員	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
開会及び開議の宣告（午前10時01分）	5
◎議会運営委員長の報告	5
日程第1 会議録署名議員の指名	6
日程第2 会期の決定	6
◎出席説明員の報告	7
日程第3 管理者挨拶	7
日程第4 議案審議	8
◎第18号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）	8
◎第19号議案 入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例	8
◎第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
日程第5 閉会中の継続調査の申し出（議会運営委員会）	15
◎管理者挨拶	15
閉会の宣告（午前10時35分）	16
署名	17

令和元年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年12月10日

入間東部地区事務組合管理者 星 野 光 弘

- 1 期 日 令和元年12月20日（金）午前10時
- 2 場 所 入間東部地区事務組合大講堂（4階）
- 3 付議事件
 - （1）第18号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）
 - （2）第19号議案 入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
 - （3）第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	加賀奈々恵	議員	2番	深瀬優子	議員
3番	鈴木啓太郎	議員	4番	伊藤美枝子	議員
5番	細谷光弘	議員	6番	小松伸介	議員
7番	川畑勝弘	議員	8番	尾崎孝好	議員
9番	大築守	議員	10番	小高時男	議員
11番	鈴木淳	議員	12番	久保健二	議員
13番	斉藤隆浩	議員	14番	塚越洋一	議員
15番	本名洋	議員			

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 会

(第 1 号)

令和元年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年12月20日（金）

午前10時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者挨拶

日程第 4 議案審議

第18号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）

第19号議案 入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会

議会議長

.....

△出席議員（15名）

1 番	加 賀 奈々恵	議員	2 番	深 瀬 優 子	議員
3 番	鈴 木 啓太郎	議員	4 番	伊 藤 美枝子	議員
5 番	細 谷 光 弘	議員	6 番	小 松 伸 介	議員
7 番	川 畑 勝 弘	議員	8 番	尾 崎 孝 好	議員
9 番	大 築 守	議員	10 番	小 高 時 男	議員
11 番	鈴 木 淳	議員	12 番	久 保 健 二	議員
13 番	斉 藤 隆 浩	議員	14 番	塚 越 洋 一	議員
15 番	本 名 洋	議員			

.....
△欠席議員 な し
.....

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

金子 進之介	書記長	森山 祥一	事務職員
三村 友美	事務職員		

.....

△地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

星野 光弘	管理者	林 伊佐雄	副管理者
高畑 博	副管理者	鈴木 克史	会計管理者
渋川 久	事務局長	高橋 映治	総務課長
玉田 幸三	消防長	木村 誠	次長兼 予防課長
大野 一郎	消防総務課長	生井 重雄	警防課長
秦 義雄	救急課長	吉澤 政儀	指揮統制課長
内田 剛久	東消防署長		

.....

○ **斉藤隆浩議長** 皆さん、おはようございます。令和元年第2回入間東部地区事務組合臨時会にご参集いただきましてありがとうございます。

早いもので、この構成メンバーとなりまして、もう半年が過ぎようとしております。本当に1年が早いな、半年ですけれども、1年が早いなと感じております。各市町でも12月議会も終わり、皆さん一息ついているところだと思っております。また、台風19号で本当に甚大な被害がこのまちにもやってきました。組合、そして消防団も本当に重要だなというのを再確認させていただきました。今年も残すところあと10日余りとなりました。この臨時会を含め、今年しっかり最後の締めくくりをしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、皆さんにおかれましては、円滑な議会運営と、そして楽しい来年が迎えられることをご祈念申し上げまして、冒頭の挨拶といたします。本日はよろしくお願い致します。

.....

△開会及び開議の宣告（午前10時01分）

○ **斉藤隆浩議長** ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和元年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

.....

◎議会運営委員長の報告

○ **斉藤隆浩議長** 議会運営委員会の報告を求めます。

川畑委員長。

○ **川畑勝弘議会運営委員長** おはようございます。本日9時より議会運営委員会を開催し、本臨時会における議事運営及び議会開催日の日程調整について協議をいたしましたので、ご報告をいたします。

まず、本臨時会における議事運営についてご報告いたします。

提出議案につきましては、令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）、入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3件でございます。

次に、資料要求については、提出がなかったことを確認いたしました。

また、閉会中における継続調査の件につきまして、議長宛てに申し出を行うことに決定をいたしました。

会期につきましては、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議をいたしました結果、本日1日とすることに決定をいたしました。

次に、日程につきましては、お手元に配付をされております議事日程（案）のとおりにすることに決定をいたしましたので、お手数ですが議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきたいと思います。

続きまして、議会開催日の日程調整についてご報告をいたします。

まず、1点目として、組合議会における通年日程の確保について、構成市町議会事務局と協議をしたところ、構成市町議会によって議会スケジュールの決定プロセスがさまざまであり、通年で事前に日程を確保することが困難であることから、これまでどおり議会開催ごとに日程調整を行うこととしました。

次に、2点目として、定例会における議会運営委員会の開催日については、申し合わせより、告示日の翌々日の9時からとしておりますが、この時期は構成市町でも議会開会中であるため、日程の確保が難しいということから、臨時会と同様に議会当日の9時からとすることで決定をいたしましたので、報告をいたします。

以上、本臨時会の運営が円滑に行われますよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○ 斉藤隆浩議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑を受けます。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○ 斉藤隆浩議長 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番・小松伸介議員，7番・川畑勝弘議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○ 斉藤隆浩議長 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎出席説明員の報告

- 齊藤隆浩議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧表のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

なお、出席説明員の坂寄節夫西消防署長より、私事都合により欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

△日程第3 管理者挨拶

- 齊藤隆浩議長 日程第3、管理者挨拶を行います。

星野管理者。

- 星野光弘管理者 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和元年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用の中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

それでは、初めに消防行政についてご報告申し上げます。先月17日、当事務組合東消防署において行われました令和元年度入間東部地区事務組合消防特別点検におきましては、早朝より組合議員の皆様を初め、関係する多数の皆様のご臨席を賜り、成功裏に終了することができましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

当日展開されました服装・規律及び機械器具点検並びにポンプ車操法は、日ごろから取り組んでいる訓練のたまものであるということを強く感じるとともに、厳正な規律のもとで行動する姿は、皆様にも非常に頼もしく感じていただいたことと思います。

また、新年1月12日には、ふじみ野市役所におきまして、消防出初め式を挙行いたしますので、皆様のご臨席を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、近年は頻繁に大規模な自然災害が発生しております。特に本年9月及び10月には台風が相次いで関東地方に上陸し、記録的な暴風雨により各地で建物の倒壊や土砂災害が発生したほか、河川の決壊や越水による浸水被害によって多くのとうとい命が失われるなど、甚大な被害が生じました。

このような状況を踏まえ、当組合としては、どのような災害が発生しても住民の生命、身体及び財産を守るという責務のもと、不断の備えを万全にすることで、消防体制の強化を図ってまいります。

次に、衛生行政について報告申し上げます。浄化センターにおきましては、さきの台風19号の際に、施設の前面道路の冠水が著しかったため、施設の浸水被害を防止するため、止水板や土のうなどの整備を進めているところでございます。

次に、しののめの里の今年4月から11月までの利用件数につきましては、火葬は2,164件、式場は367件となり、前年度と比べてそれぞれ99件と8件の増加となっております。この増加傾向は、今後も続くものと見込んでおりますことから、引き続き利用者目線に立ち、指定管理者と協力しながら、質の高いサービスの提供をまいります。

結びに、本臨時会に提案をしております案件は、令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を初め、全部で3議案となっております。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

△日程第4 議案審議

◎第18号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）

◎第19号議案 入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

◎第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○齊藤隆浩議長 日程第4，議案審議を行います。

これより本臨時会に提出された議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○金子進之介書記長 （議案名朗読）

○齊藤隆浩議長 以上，議案3件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

星野管理者。

○星野光弘管理者 それでは、本臨時会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、第18号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提出するものでございます。

次に、第19号議案 入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し、必要な事項を定めるため、入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

最後に、第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文を整理するため、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**斉藤隆浩議長** 以上で議案の上程を終了いたします。

第18号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

渋川事務局長。

○**渋川 久事務局長** 第18号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料としてお配りしております参考資料1、令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）概要をごらんいただきたいと思います。参考資料1の補正予算（第2号）概要でございます。

初めに、1の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算補正額は2,049万5,000円となり、補正後の予算総額を44億2,591万3,000円とするものでございます。

次に、（2）、歳入の内容につきまして順次ご説明いたします。①、分担金及び負担金の組合市町負担金につきましては、前年度繰越金の確定及び今回の補正予算を踏まえ、1億6,266万4,000円減額するものでございます。

②、使用料及び手数料の行政財産使用料につきましては、バイオガス施設の建設工事に当たり、浄化センター敷地の一部を工事仮設事務所や資材置場用地として、バイオガス事業者であるニューエナジーふじみ野株式会社に対し使用を許可したことに伴い、222万2,000円増額するものでございます。

③、財産収入の土地貸付収入につきましては、バイオガス事業用地の貸付開始時期が、し尿処理施設建設工事の遅延により、平成31年4月から令和元年7月になったことに伴い、土地貸付収入を174万8,000円減額するものでございます。

④、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い1億6,465万7,000円増額するものでございます。

⑤、諸収入のし尿処理施設建設工事遅延損害金につきましては、し尿処理施設建設工事の履行遅延に伴う受注者への工事請負契約約款等に基づく損害金の請求に伴い、372万8,000円増額するものでございます。なお、当該遅延損害金につきましては、11月8日付で収入済みでございます。

⑥、組合債の消防施設整備事業債につきましては、東消防署富士見分署建設事業が、充当率及び地方交付税措置率の有利な緊急防災・減災事業債の対象事業とされたことなどに伴い、1,430万円増額するものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。（3）の歳出の内容につきましてご説明申し

上げます。①、一般管理費の派遣職員人件費負担金につきましては、構成市からの派遣職員の人事異動に伴い、254万2,000円増額するものでございます。

②、し尿処理費のバイオガス施設地下水供給工事につきましては、ニューエナジーふじみ野株式会社と締結いたしました用水供給契約に基づき、バイオガス施設に浄化センターから排出する処理水の供給が困難となった場合に備え、処理水の代替として地下水を供給するためのポンプを整備するため、2,239万1,000円増額するものでございます。

③、公債費の組合債利子につきましては、平成30年度発行地方債等の借入れ利率の確定に伴い、利子を衛生分と消防分の合計で443万8,000円減額するものでございます。

続きまして、2の繰越明許費の設定でございます。(1)、浄化センターフェンス等改修工事につきましては、浄化センターのフェンス等改修工事に当たり、バイオガス事業用地の貸付開始の遅延に伴い、バイオガス施設建設工事に遅延が生じ、双方の工事作業現場の一部が重複することから、年度内の完了が困難なため繰り越すものでございます。

(2)、バイオガス施設地下水供給工事につきましては、今回補正予算計上のバイオガス施設地下水供給工事に当たり、電気設備機器の製作に時間を要し、年度内の完了が困難なため繰り越すものでございます。

続きまして、3の地方債の補正につきましては、先ほど歳入歳出予算の補正の中でご説明したとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**斉藤隆浩議長** これより質疑に入りますが、会議録の調製上、発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○**斉藤隆浩議長** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第18号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○**斉藤隆浩議長** ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」という声あり〕

○**斉藤隆浩議長** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第18号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**斉藤隆浩議長** 挙手全員です。

よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案 入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明させます。

洪川事務局長。

○**洪川 久事務局長** 第19号議案 入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書をごらんいただきたいと思います。本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時・非常勤職員に係る制度が改められ、新たに会計年度任用職員制度が設けられたことから、同制度を導入するため本条例を制定するものでございます。

初めに、第1条では、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当に関し、必要な事項を定めることを趣旨としております。

第2条第1項では、短時間勤務の会計年度任用職員を第1号会計年度任用職員と規定し、この職員に対しては、報酬及び期末手当を支給することとしております。

第2項では、第1号会計年度任用職員の報酬の支給区分を日額または時間額で定めるものとしております。

第3項では、報酬の額は、支給区分に応じて算出した基本額に正規職員の地域手当に相当する割合を乗じて得た額を加算したものである旨を規定しております。

第4項及び第5項では、日額または時間額の報酬の基本額の積算方法及び上限額について定めております。

第6項では、報酬の額は、一般職の常勤職員との権衡を考慮する旨を規定しております。

第7項では、第1号会計年度任用職員に対して、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬について支給する旨を規定しております。

第8項では、期末手当の支給については、一般職の常勤職員と同様の取り扱いとし、任期が六月未満の者等に対しては支給しない旨を規定しております。

次に、第3条では、特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員の報酬額については、規則で規定することとしております。

第4条第1項では、第1号会計年度任用職員の通勤や出張の際の費用を弁償する旨を規定しております。

第2項では、費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される額との権衡を考慮する旨を規定しております。

第5条第1項では、常勤職員と同じ勤務時間である会計年度任用職員を第2号会計年度任用職員と規定し、この職員に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給することとしております。

第2項では、給料の額は、上限額を超えない範囲内で定める旨を規定しております。

第3項では、給料の額は、第1号会計年度任用職員と同様に、一般職の常勤職員との権衡を考慮する旨を規定しております。

第4項では、第1項に規定する諸手当は、一般職の常勤職員の例により支給する旨を規定しております。

なお、期末手当については、第1号会計年度任用職員と同様に、一部の者に対しては支給しない旨を規定しております。

第6条では、会計年度任用職員の報酬、給料等について、勤務しないことにより減額をする場合には、一般職の常勤職員と同様に減額する旨を規定しております。

第7条第1項では、会計年度任用職員の報酬、給料等の支給については、本条例に規定するもののほかは、一般職の常勤職員の例により支給する旨を規定しております。

第2項では、会計年度任用職員の報酬、給料等の支給日については、規則で規定することとしております。

第8条では、本条例の施行に関して、必要な事項は規則で定めることとしております。

続きまして、附則の規定でございます。附則第1項では、施行期日を令和2年4月1日としております。

附則第2項の経過措置では、会計年度任用職員に対しての期末手当の在職期間の特例について、規則において必要な調整を行うことができる旨を規定しております。

附則第3項、入間東部地区事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、人事行政の運営の状況の報告事項に第2号会計年度任用職員を加える改正でございます。

附則第4項、入間東部地区事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正では、心身の故障のための長期休職処分について、会計年度任用職員も対象となることから、その旨を規定しております。

附則第5項、入間東部地区事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正では、減給処分について、会計年度任用職員も対象となることから、その旨を規定しております。

す。

附則第6項、入間東部地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、非常勤職員である会計年度任用職員も地方公務員の育児休業法に関する法の適用を受ける職員であることから、育児休業や部分休業などに係る所要の規定を整備しております。

次に、議案書の最終ページになりますが、附則第7項、入間東部地区事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、非常勤特別職の対象となる職の要件の厳格化に伴い、音楽隊講師を非常勤特別職から一般的な講師としての位置づけに改めるものでございます。

別表では、会計年度任用職員の報酬及び給料の算定に当たっての基本額の上限額を一般職の常勤職員の1級15号給と規定しております。

なお、現在事務局総務課におきましては、一般事務補助員としてパートタイムの臨時的任用職員1名を雇用しておりますが、来年度におきましても事務局総務課の職員体制や業務量を踏まえまして、短時間勤務の会計年度任用職員1名の任用を考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第19号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

塚越議員。

○14番塚越洋一議員 第19号議案 入間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例につきましては、大変残念なのですが、反対の立場を表明しておきたいと思っております。

理由は、今回の提案は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要なことを定めた条例でございますが、内容的に比較的早期に確定した市の事例によっていることから、結果的に周辺の市と比較すると必ずしも内容がよくなっているとは考えられません。今回の措置によって従来の関係者がよくなることもあるのですけれども、そうでは

ない状況も想定されます。ということで、ぜひ近隣の状況をよく見た上で、よりよい状況になるように改善を求める立場から、賛成はいたしかねるということで、反対いたします。

○ 齊藤隆浩議長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第19号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○ 齊藤隆浩議長 挙手多数であります。

よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明させます。

渋川事務局長。

○ 渋川 久事務局長 第20号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

こちらにも議案書をごらんいただきたいと思っております。今回の条例改正につきましては、地方公務員法等の改正に伴い、行うものでございます。第24条、第25条、第27条及び第30条の改正は、成年被後見人等に対する欠格条項を削除する地方公務員法の改正に伴い、当該条文を引用している規定を削除するものでございます。

第28条の改正は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の給与に係る規定を新たに追加するものでございます。

次に、附則では、施行期日を公布の日とし、第28条の改正規定は令和2年4月1日からとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第20号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第20号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 閉会中の継続調査の申し出（議会運営委員会）

- 齊藤隆浩議長 日程第5，閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

- 齊藤隆浩議長 挨拶のため管理者から発言を求められていますので、これを許可します。

星野管理者。

- 星野光弘管理者 閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご提案を申しあげました議案に対しまして慎重なるご審議の上、ご可決を賜り、まことにありがとうございました。

議員の皆様からいただきましたご意見やご提案につきましては、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

結びに、今後におきましても管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり業務に邁進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、健康にご留意され、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よいお年をお迎えください。ありがとうございました。

.....

△閉会の宣告（午前10時35分）

○齊藤隆浩議長 お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。